

## 宇都宮市景観審議会委員名簿(平成30年度)

(任期:平成29年6月1日～平成31年5月31日)

平成30年4月現在

No	区分	分野	氏名	職業等	備考
1	第2条2項1号 (学識経験者)	都市計画・景観 デザイン	◎ やましま てつお 山島 哲夫	宇都宮共和大学 シテイライフ学部教授	
2	第2条2項1号 (学識経験者)	建築	○ こが たかあき 古賀 誉章	宇都宮大学 地域デザイン科学部准教授	
3	第2条2項1号 (学識経験者)	美術	はなだ ちえ 花田 千絵	作新学院大学 女子短期大学部准教授	
4	第2条2項1号 (学識経験者)	色彩	こはな のぶこ 小花 伸子	カラーコーディネーター	
5	第2条2項1号 (学識経験者)	建築	なかの こうご 中野 公吾	元文星芸術大学准教授	
6	第2条2項1号 (学識経験者)	経済	まえはし あきら 前橋 明朗	作新学院大学経営学部教授	
7	第2条2項1号 (学識経験者)	建築デザイン	やすもり あきお 安森 亮雄	宇都宮大学 地域デザイン科学部准教授	
8	第2条2項2号 (関係団体)	建築	かんぼら あつこ 神原 敦子	(一社)栃木県建築士会 宇都宮支部幹事	
9	第2条2項2号 (関係団体)	土木関係	すえなが しゅういち 末長 修一	(一社)宇都宮建設業協会 建設委員長	
10	第2条2項2号 (関係団体)	広告物関係	きうち ひさお 木内 久生	栃木県屋外広告美術協同組合 副理事長	
11	第2条2項2号 (関係団体)	商工関係	ひばら ていりょう 檜原 貞亮	宇都宮商工会議所 常務理事	
12	第2条2項2号 (関係団体)	造園関係	とこい みつお 床井 光雄	(一社)栃木県造園建設業協会 街路樹景観推進委員会委員長	
13	第2条2項3号 (関係行政機関)	関係行政機関	うえはら しげよし 上原 重賢	国土交通省 宇都宮国道事務所長	
14	第2条2項3号 (関係行政機関)	関係行政機関	なかじま たかお 中島 堯男	栃木県宇都宮土木事務所長	
15	第2条2項3号 (関係行政機関)	関係行政機関	あべ ひでゆき 阿部 英之	栃木県警察本部交通部 交通規制課長	
16	第2条2項4号 (市民公募)	市民公募委員	どばし ゆうへい 土橋 優平	法人代表	
17	第2条2項4号 (市民公募)	市民公募委員	きたかみ かける 北上 翔	大学院生	

◎ 会長

○ 副会長

大谷地区立地誘導エリア景観づくり手引き(案)の策定について

## 大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について

### ◎ 趣 旨

大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)の策定について協議するもの

#### 1 目 的

本市の観光拠点に位置付けられている大谷地区において、開発許可の基準が明確化されたことで、大谷地域振興方針に基づき、観光・産業の振興が活性化していくことが想定される。

今後、立地誘導エリア内の新規物件(建築物・工作物)及び屋外広告物に対して、景観づくりの方向性の検討・調整が不可欠であり、本手引きを策定することによって、大谷特有の景観資源の保全と、観光拠点としての魅力創出を図るものである。

#### 2 大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)について . . . 説明資料

対象エリア内での建築物・工作物の色彩制限、及び屋外広告物等の景観に配慮すべき内容を明記し、重点地区指定までに大谷ならではの景観の保全、観光拠点としての魅力創出に向けた景観形成を図る指針を明記したものの。

#### 3 これまでの経過

平成29年12月から平成30年3月まで、景観アドバイザー会議(宇都宮大学 梶原教授、安森准教授)を4回開催。大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き(案)を作成。

#### 4 対象エリアについて

・大谷地域振興方針に基づく「立地誘導エリア<sup>※</sup>」とする。 . . . 参考資料1

(県道大谷観音線、市道634号線、市道635号線(立岩街道)沿線周辺エリア)

※観光施設等

#### 5 その他

大谷地区における建物等の建設にあたり、立地誘導エリアの関係法令・制度を関係部署連携のもと一覧にまとめた説明チラシ<sup>参考資料2</sup>とあわせて、各課の窓口での配布により周知を図っていくほか、市HPでの公開を検討している。

#### 6 今後のスケジュール

平成30年	4月～	大谷地域振興方針に基づき観光施設の開発許可基準の明確化
	4月26日	宇都宮市景観審議会開催
	5月～	大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引きによる誘導開始
平成31年度内		景観形成重点地区(大谷地区)指定(告示)

(案)

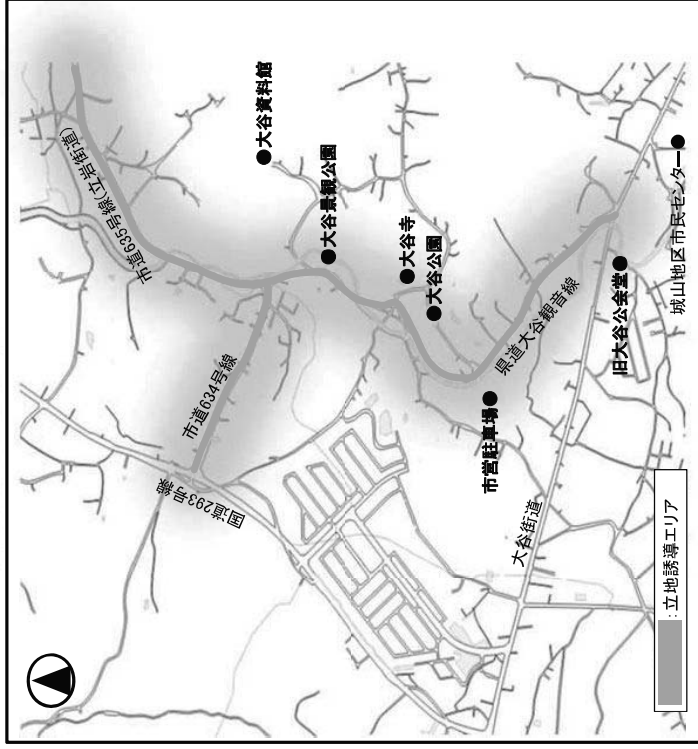
## 大谷地区立地誘導エリア景観づくりの手引き

■問い合わせ先  
〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5  
宇都宮市都市整備部 都市計画課 都市景観グループ  
TEL: 028-632-2568 FAX: 028-632-5421  
E-mail: [u1201@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u1201@city.utsunomiya.tochigi.jp)

宇都宮市

## 大谷地区立地誘導エリア

大谷地区は大谷石の産出地としてその名を知られ、国の名勝指定を受けた御止山や越路岩に代表される、露出した大谷石の岩肌や歴史・文化を持ち、周辺に豊かな自然環境を持つ地区です。  
 その特異な景観を保全し、さらに魅力的な街並みを創出するため、当該地区から周辺地区までを含め、景観形成重点地区に指定することを検討していますが、地区指定までの間、景観づくりのイメージをまとめた、大谷地区景観まちづくりガイドラインにより段階的に景観誘導を図ってまいります。  
 本ガイドラインにおける対象エリアは、大谷地域歴史風土資料に基づき「立地誘導エリア(観光施設等)」とし、県道大谷観音線、市道634号線、市道635号線(岩街道)沿線周辺エリアです。(下図)



## 大谷地区景観形成イメージ

- 全国に例をみない奇岩の景観を保全し、楽しみながら回遊できる本市観光拠点としての景観形成
- 独特の景観である「大谷」ならではの景観の保全
- 自然造形や採掘跡として評価の高い奇岩・岩肌を保全
- 大谷石建造物の保全
- 大谷の景観を阻害する色やデザイン・建築物・広告物の抑制

### 対象物、対象行為

- 【対象物】 建築物、工作物、屋外広告物、太陽光発電施設  
 ※対象物の規模は問いません。
- 【対象行為】 新築、増築、改築、移転、外観の変更、色彩の変更  
 ※面積変更を伴わない増築、改築を含みます。

## 色彩景観のテーマ

『大谷石のあたたかみを引き立てる  
 落ち着いた風情のある色彩景観』

### 色彩誘導の考え方

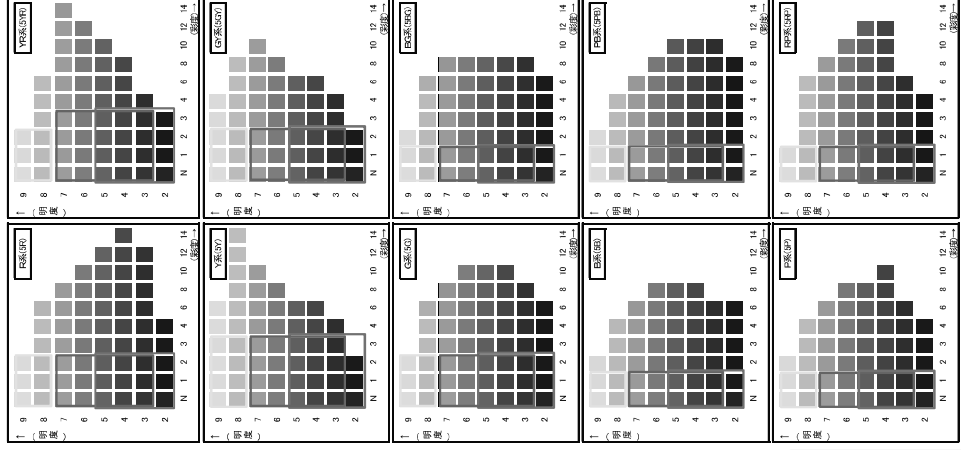
- ★ 大谷石や緑を引き立てる、落ち着いた色合いで低彩度・低明度の色彩を基調とします。
- ★ 観光拠点としての賑わいを創出しながら、歴史・文化を感じさせる色調をいいます。

## 景観づくりの手引き確認事項

- 【建築物・工作物】
- 建築物の屋根・外壁の色彩は右表のとおりとする。ただし、自然素材を用いる場合は、この限りではない。
  - 建築物の高さは、原則10m以下とする。
  - 建築物の内装・外装に大谷石の使用を推奨する。
  - 大谷石は凹凸のある仕上げとするなど、素材の風合いを生かした張り方を推奨する。
  - 外構には大谷石・植栽を積極的に計画し、沿道からの見え方に配慮する。
  - 大谷石の使用にあたっては、奇岩や岩肌との調和に注意する。室内外機等の設備機器は、道路からの見え方に配慮し、植栽・格子等で目隠し修景を施す。
  - 間接照明を効果的に施すなど、夜間景観の創出に努める。
  - 外部照明は色温度が低いものを使用する。
  - 投光機等による天空への照射は行わない。
  - 道路路面に設置する、かき・さく等は大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣(※)を推奨する。また、高さは原則1.5m以下とし、視線が通るように配慮する。
  - ※上記以外のものについては、建物外壁に調和するものとする。
  - 建物に設置する太陽光パネルは、低彩度・防眩性のあるもので、屋根一体型のものを推奨する。
  - 規模に関わらず街道に面する敷地への設置は避け、設置する場合には、街道から設備類が直接見えないように、囲障(大谷石・木など、自然素材を使用したもの又は生垣)を設置する。高所からの眺望に配慮した配置、設備類の選定、樹木の高さとする。
  - 設置にあたり、地元住民説明会等を実施し、周辺住民の理解が得られていること。
- 【屋外広告物】
- 使用できる色彩は原則3色程度までとする。
  - 表示面の素材は大谷石・木など、自然素材の使用に努める。
  - 表示部分は高彩度色の使用を避け、周囲の景観に配慮する。
  - イラスト・写真は原則使用しない。
  - 屋上広告物は原則禁止とする。
  - 袖看板の表示基数は1基までとし、突き出し幅は建築壁面より1m以下、軒高以下とする。
  - 上記のほか、宇都宮市屋外広告物条例に基づき、第1種許可地域の基準に適合すること。(許可申請については、屋外広告物のしおり参照)

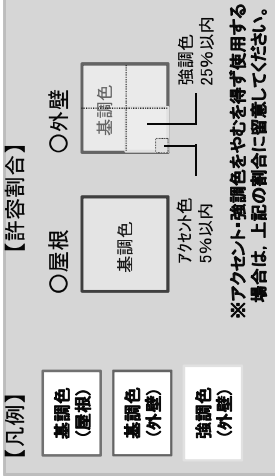
## 建築物の色彩制限について

色相	明度(外壁のみ)	彩度
YR(黄赤), Y(黄)	3以上7以下	3以下
R(赤), G(黄緑), G(緑)	3以上7以下	2以下
上記以外の色相	3以上7以下	1以下



アクセント・強調色で定める割合は、各立面ごとの割合とする。立面の取り扱いは、各方向別の1立面当たりとし、窓面、バルコニー・ドアー等を含めた目に見える立面全体を指す。なお、自然素材及び透明なガラス素材は基調色として取り扱う。

## 建築物における望ましい色彩の範囲



# 大谷地域振興方針

参考資料1

## 1 大谷のこれまで

### 1 産業の発展

- 大谷石産業の発展と並び、昭和30年代ごろから観光業も盛んになってきました。(当時、大谷にあったドライブインなどの施設には、連日、大型バスで多くの観光客が訪れていた)

### 2 産業の衰退

- 昭和50年代に入り、安価な外国産の建材の台頭などにより、徐々に大谷石の需要が減少していききました。
- 平成元年の大谷石採取場跡地の陥没の影響等もあり、ピーク時には年間116万人が訪れていた観光客数が減少し、観光業も徐々に衰退していききました。



## 2 大谷のいま

### 1 復活の契機が到来

- 採取場跡地や特異な景観などを活かした、大谷地域ならではの資源を活用した、新たな観光商品が創出されています。
- 大谷石の柔らかく温もりのある風合い等が評価され、建物の内外装を彩る材料としての需要が高まっています。
- 日本遺産を通じた大谷石文化の発信・継承に向けた取組や、景観形成重点地区の指定に向けた検討が進められています。
- (仮称)大谷スマートICの整備が平成32年を目標に整備される予定など、大谷地域へのアクセス性の向上が期待されています。



### 2 冷熱エネルギーの活用

- 大谷石採取場跡地の多くに貯留している「冷熱エネルギー」を活用するための研究が行われています。
- 冷熱エネルギーを活用した取組みの一つとして、夏秋明に栽培する「大谷夏いちご」の産地化が始まっており、そのストーリー性や品質が評価されています。

### 3 安全・安心への取組

- 平成元年の陥没を契機に、地域内に地震計を設置し監視するなど、安全・安心対策が実施されています。

## 3 大谷のこれから

### 1 基本的な考え方

- (1) 地域資源の最大限の有効活用**
  - 特異な景観や採取場跡地、大谷石建築など、魅力ある資源を有効活用し、地域振興に繋げるとともに、日本遺産認定を契機に地域ブランドの確立・向上を図る。
- (2) 地域振興の基軸となる「観光」を支える機能の充実**
  - 「観る」「食べる」「遊ぶ」「泊まる」といった観光地域の礎となる機能の創出、集積の加速化に向けて、観光施設の立地誘導を図る。
- (3) 持続可能な地域振興の推進**
  - 持続可能な地域振興に向け、安全対策を講じながら、大谷ならではの、観光業、大谷石産業、農業等の活性化を図る。

### 2 大谷地域振興方針

- (1) 基本理念 (あるべき・目指すべき 地域の姿)

「行ってみたい 過ごしてみたい そして いつまでも暮らし続けたい 大谷」  
～ 今、ふたたび色づき始めた大谷をより色鮮やかに ～

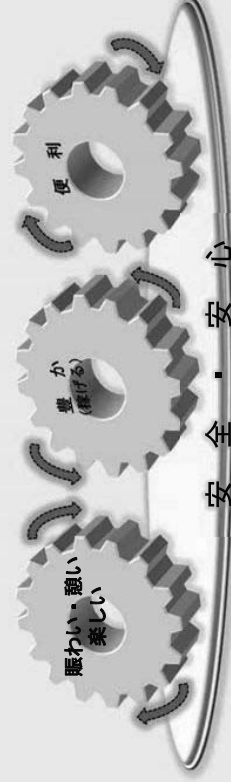
- (2) 基本理念実現のための視点 (キーワード)

安全・安心

豊か (稼げる)

賑わい・憩い・楽しい

便利



【目標】

年間120万人の観光入込客数を目指す



大谷の特異な景観



現役の大谷石採取場



大谷石建造物をリノベーションした飲食店



大谷夏いちごの圃場 (樹作放棄地を解消)

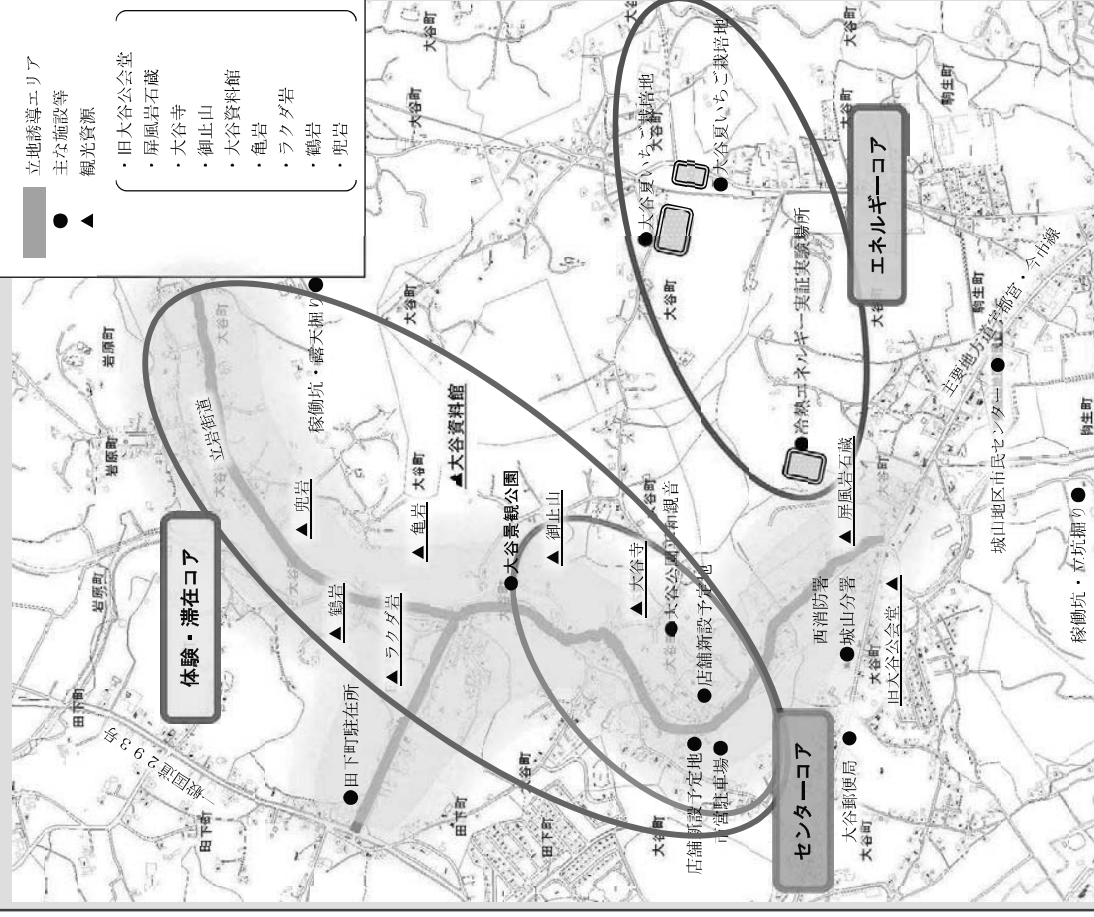


大谷夏いちごの6次産業化商品

#### 4 エリア毎の取組概要

<p>エリア毎の取組概要（概ね10年後を目指し）</p> <p>【ステップ1：人が集まる（短期概ね3年）】 →観光客等が来る・興味を示す状態をつくる</p> <p>【ステップ2：仕事が集まる（中期5～7年）】 →店・業が定着する状態をつくる</p> <p>【ステップ3：賑わい続けるまちになる（長期7～10年）】 →魅力が次々と創出される状態になる</p>	
地域全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域の安全・安心の確保</li> <li>◆観光施設の立地基準の緩和</li> <li>◆石産業の振興（大谷石の魅力発信、持続可能な産業構造の構築）</li> <li>◆大谷ブランドの価値向上（地域ブランディング、インバウンド拡大）</li> </ul>
センターコア ・観光拠点の核	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆拠点機能の形成（公会堂の移設、拠点広場の整備）</li> <li>◆周遊機能の向上</li> <li>◆日本遺産を通じた大谷石文化の発信・継承</li> <li>◆文化資源の活用、アート事業の実施（アートイベント、右建造物活用）</li> </ul>
体験・滞在コア ・周遊・体験の核	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域資源の観光商品化（地域資源をフル活用した観光商品の創出）</li> <li>◆屋外アクティビティの拠点化（大谷の地形を活かした屋外アクティビティ・宿泊の商品化、東日本を代表するサイクルツーリズムの拠点化）</li> </ul>
エネルギーコア ・エネルギー産業の核	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域エネルギー産業の創出（冷熱エネルギーの面的利用拡大）</li> <li>◆保冷・熟成ブランドの価値向上（新規事業創出、商品のブランディング）</li> <li>◆大谷夏いちごの産地化</li> </ul>

#### 5 エリアの考え方



## 大谷地域で建築物等の建設を予定している皆さま

現在、宇都宮市では、大谷の地域振興を目指して、「行ってみたい 過ごしてみたい  
そして いつまでも暮らし続けたい 大谷 ～今、ふたたび色づき始めた大谷をより  
色鮮やかに～」を基本理念に、大谷地域のまちづくりに取り組んでいます。

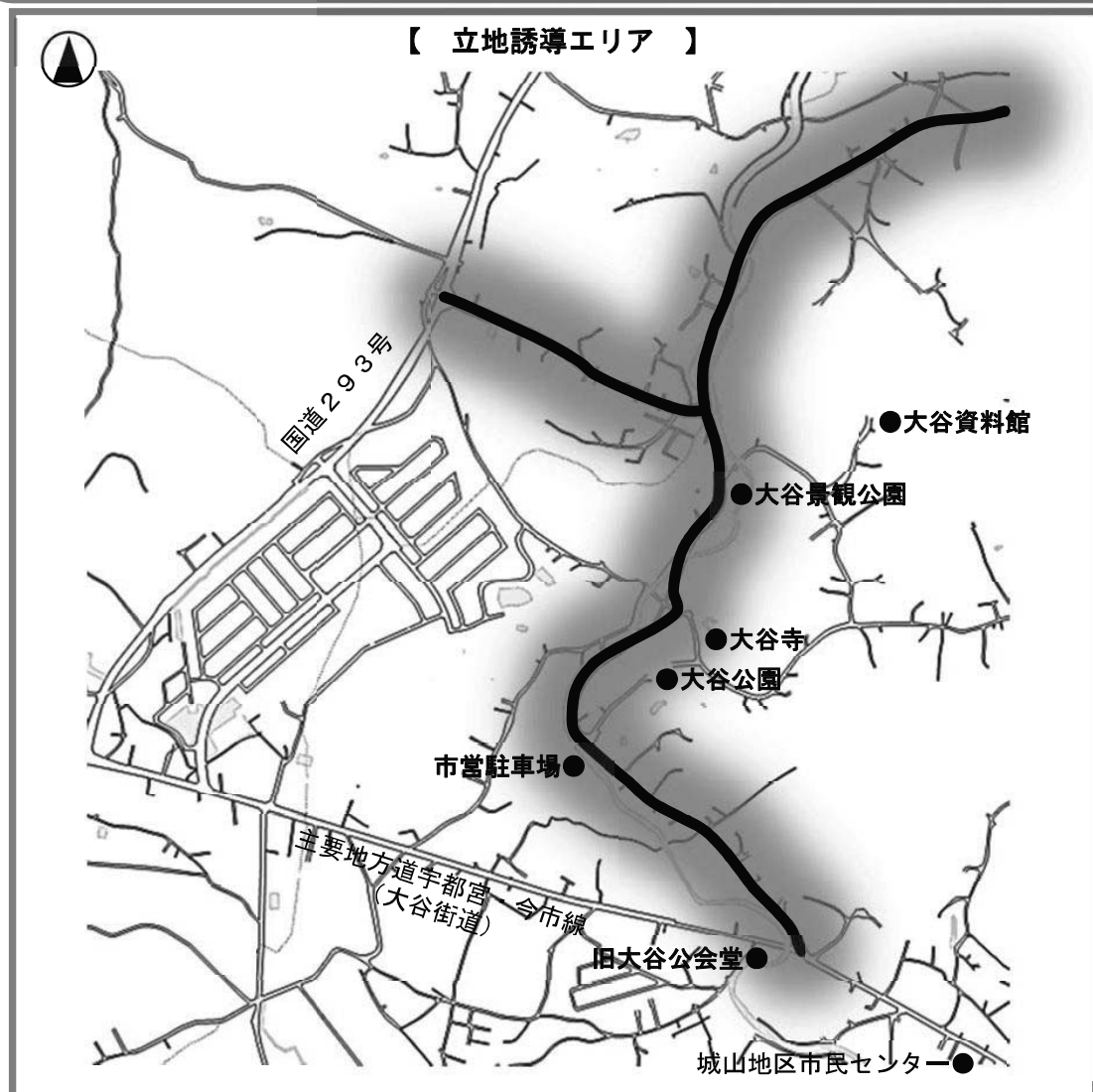


このたび、大谷地域の総合的な振興に向けた取組方針を整理し、立地誘導エリア  
(観光施設等)を設定しました。

併せて、基本理念の実現を目指したまちづくりを推進していくため、建築物等(※)  
の建設にあたってチェックしていただきたい法令や制度をまとめました。

ぜひ、ご活用いただき、良好なまちづくりにご理解とご協力をお願いいたします。

※建築物のほか、工作物、太陽光発電施設、屋外広告物等を含みます。





## 関係法令・制度一覧

(各法令・制度の詳細は、各担当部署にお問い合わせください)

- 景観計画届出制度（景観法）
- 屋外広告物許可制度（屋外広告物法）

### 概要

大谷地域は、本市の中でも特徴的な大谷石の景観を有しています。  
このたび、大谷地域振興方針を策定したことに伴い、「立地誘導エリア」内における建築物等の建設に対し大谷ならではの景観を保全し、さらに魅力的な街並みを創出するため、【景観づくりの手引き※】による景観誘導を図るとともに、地元の皆さまとの合意形成を経たうえで、景観形成重点地区に指定するなど、景観まちづくりに取り組んでまいります。  
※建築物壁面の色彩等に関して景観づくりのイメージをまとめたもの  
なお、景観形成重点地区の指定の時点で既に建設がなされ、景観形成基準に適合しない物件については地区指定後、改修いただく場合がございます。

### 対象

建築物・工作物・屋外広告物・太陽光発電施設等

### お問い合わせ先

宇都宮市都市計画課都市景観グループ 電話：028-632-2568

- 開発許可制度（都市計画法）

### 概要

大谷地域は、無秩序な市街地の膨張を抑止する市街化調整区域となっており、開発行為・建築行為を行う場合は、原則、基準に適合し、許可を受ける必要があります。観光施設の開発許可基準については、大谷地域振興方針に基づき、平成30年4月から運用を明確化しました。

### 対象

対象エリア内における観光案内所、土産物産店、休憩所、飲食店、宿泊施設等。敷地面積1,000㎡以下、延床面積500㎡以下等。

### お問い合わせ先

宇都宮市都市計画課開発指導グループ 電話：028-632-2567

- 建築確認申請（建築基準法）

### 概要

建築物を建築する場合には、その建築計画が建築基準法及び関係法令に適合するものであるかどうか、建築主事（または指定確認検査機関）の確認を受け、確認済証の交付を受ける必要があります。  
また、関係法令の1つである栃木県建築基準条例において、がけを有する土地に建築する場合には条例による制限の遵守または、がけの安全性の確認をする必要があります。

### がけの定義

地表面の水平面に対する勾配が30度を超える土地で、高さが2メートルを超えるもの。

### お問い合わせ先

宇都宮市建築指導課審査グループ 電話：028-632-2577

- 太陽光発電施設設置

### 概要

栃木県では、太陽光発電事業者による適切な事業実施のための自主的な取組を促し、太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として、「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」を策定しました。太陽光発電施設の設置に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、環境保全、景観保全等も含めた幅広い観点からの検討が必要です。  
※本指針で、宇都宮市の景観形成重点地区等は「立地を避けるべきエリア」に設定されています。

### お問い合わせ先

栃木県地球温暖化対策課計画推進担当（指針全般窓口） 電話：028-623-3186  
宇都宮市環境政策課環境計画グループ（事前相談窓口） 電話：028-632-2418

- 大谷地域におけるまちづくり全体に関するお問い合わせ先

宇都宮市都市魅力創造課大谷振興室 電話：028-632-2427

宇都宮市景観計画の改定について

宇都宮市景観計画の改定について

◎ 趣 旨

宇都宮市景観計画の改定に向けた進め方等について報告するもの

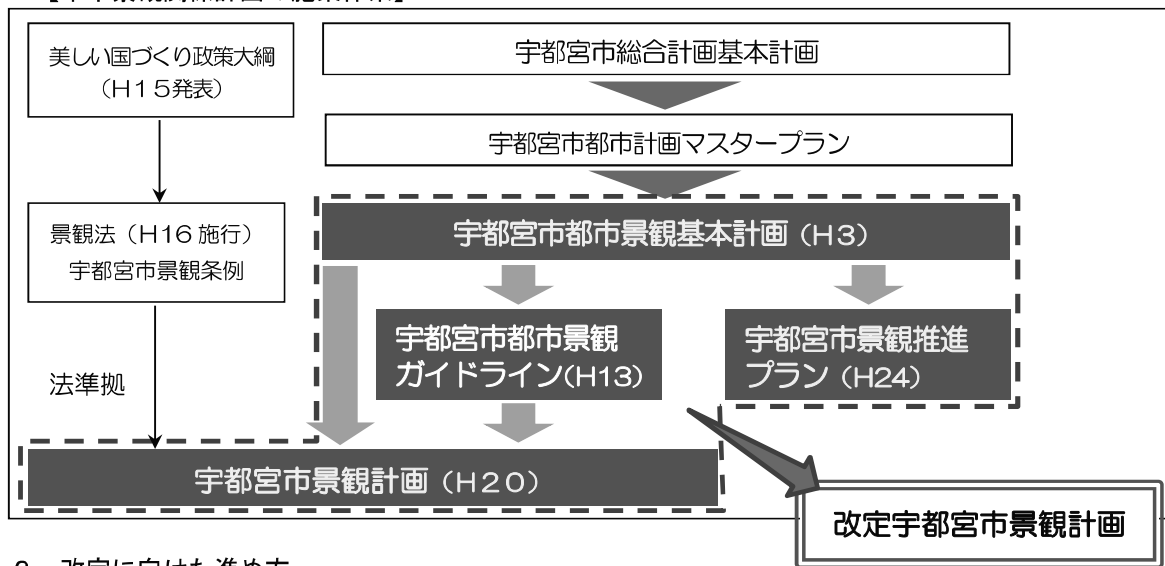
1 背景と目的

本市においては、平成16年に制定された景観法に基づき、良好な景観の形成を促進するため市民、事業者、行政の協働のもと、本市の魅力ある景観の保全・創出の実現に向けて、平成19年に「宇都宮市景観計画（以下、「景観計画」という。）」を策定し、計画的に景観まちづくりに取り組んできたところである。

その様な中、景観計画は策定から11年、本市の都市景観形成の基本目標や基本方針、実現に向けての体系を示した「宇都宮市都市景観基本計画（以下、「景観基本計画」という。）」は策定から27年がそれぞれ経過し、上位計画である第6次総合計画や次期都市計画マスタープランの策定、LRT整備事業や歴史文化基本構想策定等の施策事業の進捗、社会情勢の変化による新たな景観阻害要因等の課題に対応する必要があるほか、さらに魅力ある景観づくりの推進に向けて、都市空間全体のコントロールに向けた総合的なデザイン調整を図る必要がある。

このようなことから、本市上位計画と整合した景観形成の実現に向けて、本市の魅力をさらに高める景観づくりを計画的・効果的に推進していくため、景観計画等の施策体系を一体的に見直すものとする。

【本市景観関係計画の施策体系】



2 改定に向けた進め方

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 平成30年 | 4月  | 景観審議会（報告）                                      |
|       | 7月  | 庁内検討組織（作業部会、改定委員会）開催、景観審議会諮問（計画改定の方向性、基本目標・方針） |
|       | 10月 | 庁内検討組織開催、景観審議会諮問（類型別検討、素案について）                 |
| 平成31年 | 1月  | 庁内検討組織開催、景観審議会諮問（原案について）<br>パブリックコメント実施        |
|       | 2月  | 都市計画審議会諮問（意見聴取）<br>景観審議会諮問（答申）                 |
|       | 4月  | 改定宇都宮市景観計画施行                                   |

宇都宮市における景観関係計画の一覧

計画名	策定年度	計画期間	概要
宇都宮市都市景観基本計画	平成 3 年 3 月	—	美しく魅力的な都市づくりを目指し、宇都宮市における都市の個性と魅力ある景観の在り方及びその実現に関し、都市景観形成の基本目標や基本方針、実現に向けての体系を示したものの。宇都宮市都市景観基本計画を具体化するため、本市の代表的な都市景観と地域別の特徴ある都市景観を示すとともに、これらの景観形成の方向を明らかにするもの。
宇都宮市都市景観ガイドライン	平成 13 年 6 月	—	平成 16 年に制定された景観法に基づき、市民、事業者、市の協働のもと、本市の魅力ある景観の保全・創出の実現のため策定したものの。
宇都宮市景観計画	平成 19 年 9 月	—	宇都宮市都市景観基本計画で掲げた目標・方針を継続し、実施事業の課題や社会環境の動向等を踏まえ、新たに施策事業を再構築した景観行政の推進計画
宇都宮市景観推進プラン	平成 24 年 3 月	平成 24 年度 ～平成 34 年度	宇都宮市景観計画との連携を図り、5つのゾーンに応じた「望ましい色彩」の範囲を設定した、色彩に関して景観的な視点で誘導を図るための手引書



→ 一体的な見直しを実施